

発行者情報

【表紙】

【公表書類】

発行者情報

【公表日】

2024年9月27日

【発行者の名称】

エヴィクサー株式会社
(Evixar Inc.)

【代表者の役職氏名】

代表取締役社長CEO 瀧川 淳

【本店の所在の場所】

東京都中央区新川一丁目17番22号

【電話番号】

03-5542-5855

【事務連絡者氏名】

管理部長 内田 優希

【担当J-Adviserの名称】

アイザワ証券株式会社

【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】

代表取締役社長 兼 社長執行役員 藍澤 卓弥

【担当J-Adviserの本店の所在の場所】

東京都港区東新橋一丁目9番1号

【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】

<https://www.aizawa.co.jp/company/gyoumu/index.html>

【電話番号】

03-6852-7700

【取引所金融商品市場等に関する事項】

東京証券取引所TOKYO PRO Market
なお、振替機関の名称及び住所は、下記のとおりであります。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

【公表されるホームページのアドレス】

エヴィクサー株式会社
<https://www.evixar.com/>
株式会社東京証券取引所
<http://www.jpx.co.jp/>

【投資者に対する注意事項】

1. TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、「第一部【企業情報】 第3【事業の状況】 4【事業等のリスク】」において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
2. 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下、「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり、又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
3. TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下、「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、株式会社東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
4. 株式会社東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第21期（中間）	第20期
会計期間		自 2024年1月 至 2024年6月	自 2023年1月 至 2023年12月
売上高	(千円)	118,505	151,455
経常損失（△）	(千円)	△50,129	△126,299
親会社株主に帰属する中間（当期）純損失（△）	(千円)	△52,034	△127,788
包括利益又は中間包括利益	(千円)	△52,034	△127,788
純資産額	(千円)	△121,730	△116,696
総資産額	(千円)	82,918	127,596
1株当たり純資産額	(円)	△42.69	△40.92
1株当たり配当額 （1株当たり中間配当額）	(円)	— (—)	— (—)
1株当たり中間（当期）純損失（△）	(円)	△18.25	△45.07
潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益	(円)	—	—
自己資本比率	(%)	△148.3	△91.5
自己資本利益率	(%)	—	—
株価収益率	(倍)	—	—
配当性向	(%)	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△57,779	△106,889
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△1,486	△1,316
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	3,618	157,713
現金及び現金同等物の中間期末（期末）残高	(千円)	30,189	85,836
従業員数 （外、平均臨時雇用者数）	(人)	19 (0)	18 (1)

- (注) 1. 第20期期末より連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載しておりません。
2. 潜在株式調整後1株当たり中間（当期）当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり中間（当期）純損失であるため、記載しておりません。
3. 自己資本利益率については、親会社株主に帰属する中間（当期）純損失を計上しているため、記載しておりません。
4. 株価収益率については、親会社株主に帰属する中間（当期）純損失であるため、記載しておりません。
5. 配当性向については、配当を実施していないため、記載しておりません。

6. 従業員数は就業人員（執行役員及び技術専門役員を含む。ただし、取締役であるものを除く。）であり、臨時雇用者数は、期中の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループが営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業	議決権の所有 (又は被 所有) 割合 (%)	関係内容
(連結子会社) AiryMedia株式会社	東京都中央区	23,500	音響通信技術を用いたサ ーベイ・アフィリエイト ト・メディア事業	91.4	役員の兼任 業務委託

(注) 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2024年6月30日現在

事業部門の名称	従業員数 (名)
事業本部	2
営業部	3
研究開発部	6
制作部	3
全社 (共通)	5
合計	19 (0)

- (注) 1. 従業員数は就業人員（執行役員及び技術専門役員を含む。ただし、取締役であるものを除く。）であり、臨時雇用者数は、当中間連結会計期間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。
2. 全社（共通）は、総務及び経理等の管理部門の従業員であります。
3. 当社グループは、「音響通信ソリューション事業」の単一セグメントであるため、事業部門別の従業員数を記載しております。

(2) 発行者の状況

2024年6月30日現在

従業員数 (人)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (千円)
19 (0)	34.1	4.7	4,748

- (注) 1. 従業員数は就業人員（執行役員及び技術専門役員を含む。ただし、取締役であるものを除く。）であり、臨時雇用者数は、当中間会計期間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、基準外賃金を含んでおります。
3. 当社は、「音響通信ソリューション事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

文中の将来に関する事項は、本中間発行者情報公表日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 業績

当中間連結会計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染法上の位置付けが「5類感染症」に移行されたことに伴い、社会・経済活動の正常化が進み、個人消費の回復など経済に前向きな動きが顕在化しております。また、入国制限緩和に加え、円安によるインバウンド需要の増加を背景とした景気の回復が見られます。一方、不安定な国際情勢における地政学的リスクは依然として高く、エネルギー価格の高止まり、人件費や物流費の上昇、金融情勢の変化や原材料価格の高騰など、先行き不透明な状況が続いております。

当社グループを取り巻く経営環境については、Afterコロナへ移行が進み、行動変容に伴う新たな需要や既存サービスのDX（デジタル・トランスフォーメーション）化への取組み機運の高まりに加えて、SDGs（持続可能な開発目標）への事業的な取組みが国内においても着実に定着しつつあるなか、業界・顧客ニーズに対してよりダイナミックな提案体制を強化するため、スマートフォン・スマートグラス向けアプリケーション「HELLO! MOVIE」の運営を主な事業とする子会社としてハロムービー株式会社を2023年12月に設立、音響通信技術を用いたサーベイ・アフィリエイト・メディア事業を展開する子会社としてAiryMedia株式会社を2024年1月に設立しました。当社グループは、「人々をより幸せにする音のインターフェースを実現する」というMissionの下、社会に遍く普及するスピーカーとマイクを活用した「音響通信」の社会実装を通じた付加価値の提供と社会課題解決の実現に向けて、音の信号処理に基づくソフトウェア（音響通信／「音」の同期、認証技術等）の研究開発及びこれらの成果に基づく独自の音響通信ソリューションの提供を主な事業として取り組んでおります。

このような環境の下、当中間連結会計期間においては、映画、ペンライト、音響独自技術によるDX案件を中心としたサービス展開が順調に推移し、その中で得られた技術成果の一つとして、人工知能（Artificial Intelligence＝AI）技術の中でも特に注目を集める革新的な分野であり、さまざまなコンテンツを生成できる生成AI（Generative Artificial Intelligence＝ジェネレーティブAI）に起因する偽・誤情報を始めとしたインターネット上の偽・誤情報の流通リスクへの対応を可能とする音声透かしによる変造防止の技術のリリースを行うなど、将来的な成長に向けた投資を積極的に行いました。

以上の結果、当中間連結会計期間の売上高は118,505千円、営業損失は44,124千円、経常損失は50,129千円、親会社株主に帰属する中間純損失は52,034千円となりました。

なお、当社グループは、「音響通信ソリューション事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は30,189千円となり、前連結会計年度末に比べ55,646千円減少しております。

当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは、57,779千円の支出となりました。これは主に、税金等調整前中間純損失51,387千円の計上及び売上債権の増加13,028千円があった一方、棚卸資産の減少2,126千円及び未払消費税等の増加7,261千円があったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは、1,486千円の支出となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出1,486千円があったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、3,618千円の収入となりました。これは、非支配株主からの払込みによる収入44,616千円があった一方、短期借入金の返済による支出29,500千円、長期借入金の返済による支出11,498千円があったことによるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループが展開する事業の特性上、生産実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

(2) 受注実績

当社グループが展開する事業の特性上、受注実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

(3) 販売実績

当中間連結会計期間における販売実績を示すと、次のとおりであります。なお、当社グループは、「音響通信ソリューション事業」の単一セグメントであります。

セグメントの名称	売上高 (千円)	前年同期比 (%)
音響通信ソリューション事業	118,505	—

(注) 1. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	当中間連結会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)	
	販売高 (千円)	割合 (%)
東宝株式会社	32,253	27.2
四季株式会社	21,400	18.1

2. 前中間連結会計期間の販売実績、相手先別の販売実績及び総販売実績に対する割合は、前連結会計年度末より連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

3 【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループの対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4 【事業等のリスク】

(1) 事業等のリスク

当中間連結会計期間において、新たな事業等のリスクの発生または重要な変更はありません。

(2) 継続企業の前提に関する重要事象等

当社グループは、継続的な営業損失及び営業活動によるキャッシュ・フローのマイナスを計上しております。

また、当中間連結会計期間末において、営業損失44,124千円、経常損失50,129千円及び親会社株主に帰属する中間純損失52,034千円を計上した結果、当中間連結会計期間末の純資産は△121,730千円の債務超過となりました。

以上より、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

なお、継続企業の前提に疑義を生じさせる事象又は状況が存在し、解消するための対応策については「第6【経理の状況】1【中間連結財務諸表等】【注記事項】(継続企業の前提に関する事項)」に記載のとおりであります。

(3) J-Adviserとの契約について

当社は、株式会社東京証券取引所が運営しております証券市場TOKYO PRO Marketに上場しております。当社では、アイザワ証券株式会社を担当J-Adviserに指定することについての執行役員会決議に基づき、2023年5月15日付でアイザワ証券株式会社との間でJ-Adviser契約（以下、「当該契約」という。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当J-Adviserを確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は、以下のとおりであります。

なお、本中間発行情報公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser契約解除に関する条項>

当社（以下、「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、アイザワ証券株式会社（以下、「乙」という。）はJ-Adviser契約（以下、「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

イ. 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合（上場後1年間において債務超過の状態となった場合を除く。）において、1年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。）に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産業競争力強化法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のa及びbに定める書面に基づき行うものとする。

a 次の（a）から（c）までに掲げる場合の区分に従い、当該（a）から（c）までに定める書面

（a）法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

（b）産競法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合

当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

（c）私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインに従って成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号ただし書に規定する1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

ロ. 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合

ハ. 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合というものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものと

して取り扱う。

- a 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合
甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
 - b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合
甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）
 - c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）
甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日
- ニ. 前号に該当することとなった場合においても、甲が次の a から c までに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。前号に該当することとなった場合においても、甲が次の a から c までに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。
- a 次の（a）又は（b）に定める場合に従い、当該（a）又は（b）に定める事項に該当すること
 - （a）甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合
当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること
 - （b）甲が前号 c に規定する合意を行った場合
当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること
 - b 当該再建計画に次の（a）及び（b）に掲げる事項が記載されていること
 - （a）TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと
 - （b）前 a の（a）に規定する見込みがある旨及びその理由又は同（b）に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
 - c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないことと認められるものでないこと
- ホ. 事業活動の停止
- 甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。
- なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。
- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の（a）又は（b）に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日
 - （a）TOKYO PRO Marketの上場株券等
 - （b）特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等
 - b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）
 - c 甲が、前 a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（ハ. b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日
- ヘ. 不適当な合併等
- 甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、i の2 非上場会社を子会社とする株式交付、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの

事業の譲受、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又は i からviiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下、本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合

ト. 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により甲の支配株主（甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む。）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

チ. 発行情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合

リ. 虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

ヌ. 法令違反及び上場契約違反等

甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

ル. 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが事実となった場合

ヲ. 株式の譲渡制限

甲がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

ワ. 完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

カ. 指定振替機関における取扱い

甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

コ. 株主の権利の不当な制限

甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下、「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てしておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てしておく場合を除く。）

b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入

c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）

d TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定

e TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項につい

て株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。)の発行に係る決議又は決定

- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定
- タ. 全部取得
甲がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合
- レ. 株式等売渡請求による取得
特別支配株主が甲の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合
- ソ. 株式合併
甲が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を1株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合
- ツ. 反社会的勢力の関与
甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく段損したと乙が認めるとき
- ネ. その他
前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合

<J-Adviser契約解除に係る事前催告に関する事項>

- イ. 甲又は乙が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又はその他本契約違反を犯した場合、その相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1か月前とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
- ロ. 前項の定めに関わらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、甲又は乙から相手方に対し、1か月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
- ハ. 本契約を解除する場合は、特段の事情のない限り、乙は本契約を解除する旨を株式会社東京証券取引所に通知する。

5 【経営上の重要な契約等】

新設分割契約

当社は2024年1月10日開催の臨時取締役会において、当社が運営する音響通信技術を用いたサーベイ・アフィリエイト・メディア事業に関する権利義務を、新設するAiryMedia株式会社に承継させる新設分割を決議し、2024年1月11日に設立手続きを実施いたしました。

詳細は、「第6【経理の状況】1【中間連結財務諸表等】【注記事項】（企業結合等関係）」に記載のとおりであります。

6 【研究開発活動】

当中間連結会計期間における研究開発活動の総額は6,035千円であります。

当社グループの音響通信技術に関する根幹部分は基本的に完成しており、現状においては、より幅広い用途や様々な顧客のニーズ、課題解決等に適合したソリューションの開発が求められております。

このような中、当社グループにおける研究開発活動は、研究開発部門が技術やソリューションの開発に係る業務の一環として行っており、その主体を担っておりますが、研究開発部門が単独で活動するのではなく、取引先やユーザーと接する立場にある営業部門等と緊密に連携を図りながら全社的に研究開発を進めております。

なお、当中間連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本中間発行者情報公表日現在において当社グループが判断したものであります。

（1）重要な会計方針及び見積り

当社グループの中間連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間連結財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社グループの中間連結財務諸表の作成に際して採用する重要な会計方針は、「第6【経理の状況】1【中間連結財務諸表等】【注記事項】（中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）」に記載しております。

（2）財政状態の分析

（流動資産）

当中間連結会計期間末における流動資産は61,609千円となり、前連結会計年度末に比べ44,615千円減少しております。これは主に、売掛金の増加13,028千円があった一方、現金及び預金の減少55,646千円及び仕掛品の減少2,126千円があったことによるものであります。

（固定資産）

当中間連結会計期間末における固定資産は21,308千円となり、前連結会計年度末に比べ62千円減少しております。これは、固定資産のその他の減少62千円があったことによるものであります。

（流動負債）

当中間連結会計期間末における流動負債は71,628千円となり、前連結会計年度末に比べ26,354千円減少しております。これは主に、1年内返済予定の長期借入金の増加1,792千円及び未払消費税等の増加7,261千円があった一方、短期借入金の減少29,500千円及び契約負債の減少3,837千円があったことによるものであります。

（固定負債）

当中間連結会計期間末における固定負債は133,020千円となり、前連結会計年度末に比べ13,290千円減少しております。これは、長期借入金の減少13,290千円があったことによるものであります。

(純資産)

当中間連結会計期間末における純資産は△121,730千円となり、前連結会計年度末に比べ5,034千円減少しております。これは主に、連結子会社において第三者割当による新株発行を行ったことから資本剰余金が45,784千円増加した一方、親会社株主に帰属する中間純損失の計上により利益剰余金が52,034千円減少したことによるものであります。

(3) 経営成績の分析

「1【業績等の概要】(1)業績」に記載のとおりであります。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因について

「4【事業等のリスク】」に記載のとおりであります。

(5) キャッシュ・フローの分析

「1【業績等の概要】(2)キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

(6) 経営者の問題認識と今後の方針について

「3【対処すべき課題】」に記載しております。

第4 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

当社グループの設備投資については、経済情勢、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して策定しております。
なお、当中間連結会計期間末現在における重要な設備の新設、改修計画はありません。

第5 【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間会計期間末現在発行数(株) (2024年6月30日)	公表日現在発行数(株) (2024年9月27日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	10,000,000	7,148,200	2,851,800	2,851,800	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
計	10,000,000	7,148,200	2,851,800	2,851,800	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、以下のとおりであります。

第2回新株予約権（2016年3月29日定時株主総会決議）

区分	中間会計期間末現在 (2024年6月30日)	公表日の前月末現在 (2024年8月31日)
新株予約権の数(個)	50	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	250,000(注)1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	400(注)2	同左
新株予約権の行使期間	2018年3月31日から 2026年3月30日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 400 資本組入額 200(注)3	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

- (注) 1. 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、5,000株であります。
ただし、当社が新株予約権の割当日後に、株式の分割又は併合を行う場合、新株予約権の目的である株式の数は、次の算式により調整され、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式分割又は併合の比率

また、上記のほか、新株予約権の割当日後に、当社が他社と合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、株式の無償割当てを行う場合その他新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で各新株予約権の行使により交付される株式の数は適切に調整される。

なお、上記の調整は、新株予約権のうち、当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われる。

2. 当社が新株予約権の割当日後に、株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

また、当社が新株予約権の割当日後に、時価を下回る払込金額で普通株式を発行し、又は自己株式の処分等（新株予約権の行使による場合を含まない。）を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}$

上記算式において使用する「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式の総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式の総数を控除した数とし、また、普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「払込金額」を「処分価額」に読み替えるものとする。

上記のほか、新株予約権の割当日後に、当社が他社と合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、普通株式の無償割当てを行う場合その他行使価額の調整を必要とする場合には、当社は必要かつ合理的な範囲で適切に調整を行うものとする。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げる。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権の行使の条件は、次のとおりであります。

(1) 新株予約権者は、保有する新株予約権の行使の時点において当社の取締役、監査役又は従業員の地位になければならない。ただし、当社又は当社関係会社の取締役若しくは監査役を任期満了により退任した場合、又は定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りではない。

(2) 新株予約権者が死亡した場合には、その相続人は、新株予約権割当契約の定めるところに従って、新株予約権を行使することができる。

(3) 新株予約権の一部を行使することはできない。

(4) その他の条件については、当社と付与対象者との間において締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は、次のとおりであります。

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（これらを総称して、以下「組織再編行為」という。）を行う場合においては、組織再編行為の効力発生日の直前の時点において新株予約権を保有する新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号イ乃至ホに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することができるものとする。この場合においては、残存する新株予約権は消滅し、再編対象会社は新たに新株予約権を発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生日の直前の時点において新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数とする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、(注) 1. に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後の行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上表の新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上表の新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使する

- ことができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項(注)3. に準じて決定する。
- (7) 新株予約権の行使の条件及び取得事由
本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為の際に当社取締役会で定める。
- (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社取締役会の承認を要する。

第3回新株予約権(2019年3月27日定時株主総会決議)

区分	中間会計期間末現在 (2024年6月30日)	公表日の前月末現在 (2024年8月31日)
新株予約権の数(個)	6	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	4	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	30,000(注)1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	500(注)2	同左
新株予約権の行使期間	2021年3月28日から 2029年3月27日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 500 資本組入額 250(注)3	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

- (注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、5,000株であります。
ただし、当社が新株予約権の割当日後に、株式の分割又は併合を行う場合、新株予約権の目的である株式の数は、次の算式により調整され、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。
- 調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式分割又は併合の比率
- また、上記のほか、新株予約権の割当日後に、当社が他社と合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、株式の無償割当てを行う場合その他新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で各新株予約権の行使により交付される株式の数は適切に調整される。
- なお、上記の調整は、新株予約権のうち、当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われる。
2. 当社が新株予約権の割当日後に、株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が新株予約権の割当日後に、時価を下回る払込金額で普通株式を発行し、又は自己株式の処分等(新株予約権の行使による場合を含まない。)を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}$$

上記算式において使用する「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式の総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式の総数を控除した数とし、また、普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「払込金額」を「処分価額」に読み替えるものとする。

上記のほか、新株予約権の割当日後に、当社が他社と合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、普通株式の無償割当てを行う場合その他行使価額の調整を必要とする場合には、当社は必要かつ合理的な範囲で適切に調整を行うものとする。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
4. 新株予約権の行使の条件は、次のとおりであります。
 - (1) 新株予約権者は、保有する新株予約権の行使の時点において当社及び当社関係会社の取締役、監査役又は従業員の地位になければならない。ただし、当社又は当社関係会社の取締役若しくは監査役を任期満了により退任した場合、又は定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りではない。
 - (2) 新株予約権者が死亡した場合には、その相続人は、新株予約権割当契約の定めるところに従って、新株予約権を行使することができる。
 - (3) 新株予約権の一部を行使することはできない。
 - (4) その他の条件については、当社と付与対象者との間において締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は、次のとおりであります。

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（これらを総称して、以下「組織再編行為」という。）を行う場合においては、組織再編行為の効力発生日の直前の時点において新株予約権を保有する新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号イ乃至ホに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することができるものとする。この場合においては、残存する新株予約権は消滅し、再編対象会社は新たに新株予約権を発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

 - (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生日の直前の時点において新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数とする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)1. に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後の行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上表の新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上表の新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
(注)3. に準じて決定する。
 - (7) 新株予約権の行使の条件及び取得事由
本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為の際に当社取締役会で定める。
 - (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社取締役会の承認を要する。

第4回新株予約権（2021年3月24日定時株主総会決議）

区分	中間会計期間末現在 (2024年6月30日)	公表日の前月末現在 (2024年8月31日)
新株予約権の数（個）	23	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	7	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	115,000（注）1	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	500（注）2	同左
新株予約権の行使期間	2023年4月15日から 2031年3月23日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 500 資本組入額 250（注）3	同左
新株予約権の行使の条件	（注）4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5	同左

（注）1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、5,000株であります。ただし、当社が新株予約権の割当日後に、株式の分割又は併合を行う場合、新株予約権の目的である株式の数は、次の算式により調整され、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式分割又は併合の比率

また、上記のほか、新株予約権の割当日後に、当社が他社と合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、株式の無償割当てを行う場合その他新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で各新株予約権の行使により交付される株式の数は適切に調整される。

さらに、上記のほか、（注）2. に定める行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の行使により発行される株式の数は適切に調整されるものとする。

なお、上記の調整は、新株予約権のうち、当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われる。

2. 当社が新株予約権の割当日後に、株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が新株予約権の割当日後に、時価を下回る払込金額で普通株式を発行し、又は自己株式の処分等（新株予約権の行使による場合を含まない。）を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}$$

上記算式において使用する「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式の総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式の総数を控除した数とし、また、普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「払込金額」を「処分価額」に読み替えるものとする。

上記のほか、新株予約権の割当日後に、当社が他社と合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、普通株式の無償割当てを行う場合その他行使価額の調整を必要とする場合には、当社は必要かつ合理的な範囲で適切に調整を行うものとする。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権の行使の条件は、次のとおりであります。

- (1) 新株予約権者は、保有する新株予約権の行使の時点において当社の取締役、監査役又は従業員の地位になければならない。ただし、当社又は当社関係会社の取締役若しくは監査役を任期満了により退任した場合、又は定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りではない。
 - (2) 新株予約権者が死亡した場合には、その相続人は、新株予約権割当契約の定めるところに従って、新株予約権を行使することができる。
 - (3) 新株予約権の一部を行使することはできない。
 - (4) その他の条件については、当社と付与対象者との間において締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は、次のとおりであります。
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、以上を総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に沿ってそれぞれ交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、係る取扱いは、以下に定める条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)1. に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後の行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られるものとする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上表の新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上表の新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
 - (7) 再編対象会社による新株予約権の取得
本新株予約権の内容に準じて決定する。
 - (8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
(注)3. に準じて決定する。

第5回新株予約権（2021年9月30日臨時株主総会決議）

区分	中間会計期間末現在 (2024年6月30日)	公表日の前月末現在 (2024年8月31日)
新株予約権の数（個）	40,000	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	40,000（注）1	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	500（注）2	同左
新株予約権の行使期間	2023年10月14日から 2031年9月29日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 500 資本組入額 250（注）3	同左
新株予約権の行使の条件	（注）4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5	同左

（注）1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、当社が新株予約権の割当日後に、株式の分割又は併合を行う場合、新株予約権の目的である株式の数は、次の算式により調整され、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式分割又は併合の比率

また、上記のほか、新株予約権の割当日後に、当社が他社と合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、株式の無償割当てを行う場合その他新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で各新株予約権の行使により交付される株式の数は適切に調整される。

さらに、上記のほか、（注）2. に定める行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の行使により発行される株式の数は適切に調整されるものとする。

なお、上記の調整は、新株予約権のうち、当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われる。

2. 当社が新株予約権の割当日後に、株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が新株予約権の割当日後に、時価を下回る払込金額で普通株式を発行し、又は自己株式の処分等（新株予約権の行使による場合を含まない。）を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}$$

上記算式において使用する「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式の総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式の総数を控除した数とし、また、普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「払込金額」を「処分価額」に読み替えるものとする。

上記のほか、新株予約権の割当日後に、当社が他社と合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、普通株式の無償割当てを行う場合その他行使価額の調整を必要とする場合には、当社は必要かつ合理的な範囲で適切に調整を行うものとする。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
4. 新株予約権の行使の条件は、次のとおりであります。

- (1) 新株予約権者は、保有する新株予約権の行使の時点において当社の取締役、監査役又は従業員の地位になければならない。ただし、当社又は当社関係会社の取締役若しくは監査役を任期満了により退任した場合、又は定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りではない。
 - (2) 新株予約権者が死亡した場合には、その相続人は、新株予約権割当契約の定めるところに従って、新株予約権を行使することができる。
 - (3) 新株予約権の一部を行使することはできない。
 - (4) その他の条件については、当社と付与対象者との間において締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は、次のとおりであります。
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、以上を総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に沿ってそれぞれ交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、係る取扱いは、以下に定める条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)1. に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後の行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られるものとする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上表の新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上表の新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
 - (7) 再編対象会社による新株予約権の取得
本新株予約権の内容に準じて決定する。
 - (8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
(注)3. に準じて決定する。

第6回新株予約権（2023年3月29日定時株主総会決議）

区分	中間会計期間末現在 (2024年6月30日)	公表日の前月末現在 (2024年8月31日)
新株予約権の数（個）	10,000	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	10,000（注）1	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	546（注）2	同左
新株予約権の行使期間	2025年5月20日から 2033年3月28日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 546 資本組入額 273（注）3	同左
新株予約権の行使の条件	（注）4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5	同左

（注）1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。ただし、当社が新株予約権の割当日後に、株式の分割又は併合を行う場合、新株予約権の目的である株式の数は、次の算式により調整され、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式分割又は併合の比率

また、上記のほか、新株予約権の割当日後に、当社が他社と合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、株式の無償割当てを行う場合その他新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で各新株予約権の行使により交付される株式の数は適切に調整される。

さらに、上記のほか、（注）2. に定める行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の行使により発行される株式の数は適切に調整されるものとする。

なお、上記の調整は、新株予約権のうち、当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われる。

2. 当社が新株予約権の割当日後に、株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が新株予約権の割当日後に、時価を下回る払込金額で普通株式を発行し、又は自己株式の処分等（新株予約権の行使による場合を含まない。）を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}$$

上記算式において使用する「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式の総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式の総数を控除した数とし、また、普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「払込金額」を「処分価額」に読み替えるものとする。

上記のほか、新株予約権の割当日後に、当社が他社と合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、普通株式の無償割当てを行う場合その他行使価額の調整を必要とする場合には、当社は必要かつ合理的な範囲で適切に調整を行うものとする。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権の行使の条件は、次のとおりであります。

- (1) 新株予約権者は、保有する新株予約権の行使の時点において当社の取締役、監査役又は従業員の地位になければならない。ただし、当社又は当社関係会社の取締役若しくは監査役を任期満了により退任した場合、又は定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りではない。
 - (2) 新株予約権者が死亡した場合には、その相続人は、新株予約権割当契約の定めるところに従って、新株予約権を行使することができる。
 - (3) 新株予約権の一部を行使することはできない。
 - (4) その他の条件については、当社と付与対象者との間において締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は、次のとおりであります。
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、以上を総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に沿ってそれぞれ交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、係る取扱いは、以下に定める条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)1. に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後の行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られるものとする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上表の新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上表の新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
 - (7) 再編対象会社による新株予約権の取得
本新株予約権の内容に準じて決定する。
 - (8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
(注)3. に準じて決定する。

(3) 【MSCB等の行使状況等】
該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金 残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2021年9月30日 (注) 1	普通株式 2,619,476	普通株式 2,620,000	—	243,500	—	183,500
2021年12月22日 (注) 2	普通株式 91,800	普通株式 2,711,800	55,080	298,580	55,080	238,580
2023年2月13日 (注) 3	普通株式 140,000	普通株式 2,851,800	38,220	336,800	38,220	276,800
2024年1月1日 ～ 2024年6月30日	—	2,851,800	—	336,800	—	276,800

(注) 1. 2021年9月15日開催の取締役会決議により、2021年9月30日付で普通株式1株につき5,000株の割合で株式分割を行っております。

2. 特定投資家向け取得勧誘による新株式の発行（有償）

発行価格1,200円 資本組入額600円

割当先 法人等4名

3. 有償第三者割当

発行価格546円 資本組入額273円

割当先 株式会社インブリート

(6) 【所有者別状況】

2024年6月30日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	—	—	16	1	—	8	25	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	18,319	1,000	—	9,199	28,518	—
所有株式数 の割合(%)	—	—	—	64.2	3.5	—	32.3	100.0	—

(7) 【大株主の状況】

2024年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の総 数に対する所 有株式数の割 合(%)
株式会社多喜川カンパニー	東京都豊島区上池袋一丁目37番22号	950,000	33.3
瀧川 淳	東京都豊島区	499,900	17.5
株式会社リコー	東京都大田区中馬込一丁目3番6号	200,000	7.0
山科 誠	神奈川県逗子市	175,000	6.1
西河 洋一	東京都練馬区	150,000	5.3
株式会社インプリント	東京都江戸川区一之江八丁目10番16号	140,000	4.9
株式会社ディーネット	大阪府大阪市中央区北浜二丁目6番11号	100,000	3.5
株式会社ユーティマネジメント	東京都港区六本木二丁目2番7号	100,000	3.5
NIPPON GAO GROUP LIMITED (常任代理人 三田証券株式会社 代表取締役社長 門倉 健仁)	1 F, NO. 2, LN 300, FN-YUAN STREET, SONG-SHAN DISTRICT, TAIPEI 105, TAIWAN	100,000	3.5
ウエストリバー株式会社	東京都練馬区関町東一丁目11番2号	83,300	2.9
計	—	2,498,200	87.6

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2024年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,851,800	28,518	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	2,851,800	—	—
総株主の議決権	—	28,518	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストック・オプション制度を導入しております。当該制度は、会社法に基づき、新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

第2回新株予約権

決議年月日	2016年3月29日（定時株主総会決議）
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1名 当社従業員 3名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 【新株予約権等の状況】」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 【新株予約権等の状況】」に記載しております。

第3回新株予約権

決議年月日	2019年3月27日（定時株主総会決議）
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 4名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 【新株予約権等の状況】」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 【新株予約権等の状況】」に記載しております。

第4回新株予約権

決議年月日	2021年3月24日（定時株主総会決議）
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 3名 当社執行役員 2名 当社従業員 4名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）【新株予約権等の状況】」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「（2）【新株予約権等の状況】」に記載しております。

第5回新株予約権

決議年月日	2021年9月30日（臨時株主総会決議）
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 4名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）【新株予約権等の状況】」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「（2）【新株予約権等の状況】」に記載しております。

第6回新株予約権

決議年月日	2023年3月29日（定時株主総会決議）
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 2名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）【新株予約権等の状況】」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「（2）【新株予約権等の状況】」に記載しております。

2 【株価の推移】

月別	2024年1月	2024年2月	2024年3月	2024年4月	2024年5月	2024年6月
最高（円）	—	—	—	—	—	—
最低（円）	—	—	—	—	—	—

（注）1. 最高・最低株価は、東京証券取引所TOKYO PRO Marketにおけるものであります。

2. 当社株式は、2021年12月22日をもって東京証券取引所TOKYO PRO Marketに上場しております。2024年1月から2024年6月において、売買実績はありません。

3 【役員の様況】

前連結会計年度の発行者情報公表日後、本中間発行者情報公表日までにおいて、役員の異動はありません。

第6 【経理の状況】

1. 中間連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、わが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。
- (3) 前連結会計年度末より連結財務諸表を作成しているため、以下に掲げる中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書については、前中間連結会計期間との対比は行っておりません。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間連結会計期間（2024年1月1日から2024年6月30日まで）の中間連結財務諸表について、東光監査法人により中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2023年12月31日)	当中間連結会計期間 (2024年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	※2 86,196	30,549
売掛金	※2 11,017	24,045
仕掛品	2,758	631
前払費用	5,538	4,171
その他	713	2,210
流動資産合計	106,224	61,609
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備（純額）	※1 —	※1 —
工具、器具及び備品（純額）	※1 —	※1 —
有形固定資産合計	—	—
無形固定資産		
ソフトウェア	—	—
無形固定資産合計	—	—
投資その他の資産		
長期預金	※2 20,000	※2 20,000
その他	1,371	1,308
投資その他の資産合計	21,371	21,308
固定資産合計	21,371	21,308
資産合計	127,596	82,918

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2023年12月31日)	当中間連結会計期間 (2024年6月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	1,347	1,833
短期借入金	※2、※3 45,000	※2、※3 15,500
1年内返済予定の長期借入金	23,712	25,504
未払金	13,899	12,748
未払法人税等	2,107	2,900
未払消費税等	416	7,678
契約負債	6,053	2,216
その他	5,446	3,247
流動負債合計	97,982	71,628
固定負債		
長期借入金	66,310	53,020
社債	80,000	80,000
固定負債合計	146,310	133,020
負債合計	244,292	204,648
純資産の部		
株主資本		
資本金	336,800	336,800
資本剰余金	276,800	322,584
利益剰余金	△730,296	△782,330
株主資本合計	△116,696	△122,946
非支配株主持分	—	1,215
純資産合計	△116,696	△121,730
負債純資産合計	127,596	82,918

②【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	当中間連結会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)
売上高	118,505
売上原価	46,904
売上総利益	71,601
販売費及び一般管理費	※1 115,726
営業損失(△)	△44,124
営業外収益	
雑収入	43
受取手数料	224
その他	2
営業外収益合計	271
営業外費用	
支払利息	859
雑損失	2,936
株式交付費	2,383
その他	97
営業外費用合計	6,276
経常損失(△)	△50,129
特別損失	
減損損失	※2 1,258
特別損失合計	1,258
税金等調整前中間純損失(△)	△51,387
法人税、住民税及び事業税	646
法人税等合計	646
中間純損失(△)	△52,034
親会社株主に帰属する中間純損失(△)	△52,034

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	当中間連結会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)
中間純損失 (△)	△52,034
中間包括利益	△52,034
(内訳)	
親会社株主に係る中間包括利益	△52,034
非支配株主に係る中間包括利益	—

③【中間連結株主資本等変動計算書】

当中間連結会計期間（自 2024年1月1日 至 2024年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本				非支配株主 持分	純資産 合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本 合計		
当期首残高	336,800	276,800	△730,296	△116,696	—	△116,696
当中間期変動額						
新株の発行		45,784		45,784	1,215	47,000
親会社株主に帰属する 中間純損失（△）			△52,034	△52,034		△52,034
当中間期変動額合計		45,784	△52,034	△6,250	1,215	△5,034
当中間期末残高	336,800	322,584	△782,330	△122,946	1,215	△121,730

④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当中間連結会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前中間純損失(△)	△51,387
減価償却費	227
減損損失	1,258
受取利息及び受取配当金	△2
支払利息	859
株式交付費	2,383
売上債権の増減額(△は増加)	△13,028
棚卸資産の増減額(△は増加)	2,126
前払費用の増減額(△は増加)	1,429
未収消費税等の増減額(△は増加)	△1,414
仕入債務の増減額(△は減少)	485
未払金の増減額(△は減少)	△1,150
契約負債の増減額(△は減少)	△3,837
未払消費税等の増減額(△は減少)	7,261
その他	△1,837
小計	△56,626
利息及び配当金の受取額	2
利息の支払額	△859
法人税等の支払額又は還付額(△は支払)	△296
営業活動によるキャッシュ・フロー	△57,779
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△1,486
定期預金預け入れによる支出	△0
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,486
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の返済による支出	△29,500
長期借入金の返済による支出	△11,498
非支配株主からの払込みによる収入	44,616
財務活動によるキャッシュ・フロー	3,618
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△55,646
現金及び現金同等物の期首残高	85,836
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 30,189

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

当社グループは継続的な営業損失及び営業活動によるキャッシュ・フローのマイナスを計上しております。

また、当中間連結会計期間末において、営業損失44,124千円、経常損失50,129千円及び親会社株主に帰属する中間純損失52,034千円を計上した結果、当中間連結会計期間末の純資産は△121,730千円の債務超過となりました。

以上より、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社グループでは、これらの状況を解消するため、次の対応策を実施してまいります。

1. 収益力の向上

堅調に推移している映画、ペンライト、音響独自技術によるDX案件を基盤とし、①当社グループ全体で業界・顧客ニーズに対する提案体制を強化し、より一層ダイナミックな音響通信ソリューションを提供しつつ、②従来のサービス展開の過程で得られた技術成果を応用した次の実証事業への投資に取り組むことで収益基盤の拡充を図ります。

2. 資金調達

借入、第三者割当増資等による資金調達を計画しております。今後、公表すべき事項が生じた場合には、速やかにお知らせいたします。

今後も上記施策の実施により収益基盤及び財務体質の強化を図ってまいります。これらの対応策の一部は実施途上であり、関係当事者との最終的な合意が得られていないものもあるため、現時点においては継続企業の前提に関する重要な不確実性が存在するものと認識しております。

なお、中間連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を中間連結財務諸表に反映しておりません。

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数

2社

連結子会社の名称

ハロームービー株式会社

AiryMedia株式会社

当中間連結会計期間において、AiryMedia株式会社を2024年1月11日付で新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の中間決算日は、中間連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法（連結貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

主として定率法並びに2016年以降に取得した建物附属設備は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、次のとおりであります。

建物附属設備	15年
工具、器具及び備品	4～5年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、音の信号処理に基づくソフトウェア（音響通信／「音」の同期、認証技術等）の研究開発及びこれらの成果に基づく独自の音響通信ソリューションの提供を主な事業としております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりであります。

なお、取引の対価については、履行義務を充足してから概ね1年以内に受領するため、重要な金融要素は含んでおりません。

① ライセンス供与による収益

当社グループは、顧客との契約に基づき、当社グループが開発した技術に関するライセンスを供与しております。当該ライセンスの性質が使用权である場合には、ライセンスを供与した時点で収益を認識し、アクセス権である場合には、一定期間にわたり収益を認識しております。また、ライセンスの供与に対して受け取る対価が売上高又は使用量に基づくロイヤルティに係る収入は、顧客の売上収益等の発生と履行義務の充足のいずれか遅い時点で収益を認識しております。

② 役務の提供から生じる収益

当社グループは、顧客との契約に基づき、スマートフォン・アプリケーションのカスタマイズ等の役務の提供を行っております。当該役務の提供が完了することにより主な履行義務が充足されると判断しており、役務の提供の完了時点で収益を認識しております。

(4) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(中間連結貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2023年12月31日)	当中間連結会計期間 (2024年6月30日)
建物附属設備	11千円	11千円
工具、器具及び備品	2,318 "	2,546 "
計	2,330千円	2,558千円

※2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2023年12月31日)	当中間連結会計期間 (2024年6月30日)
預金(信託受益権)	4,751千円	—
売掛金(信託受益権)	11,017 "	—
長期預金	20,000 "	20,000千円
計	35,769千円	20,000千円

	前連結会計年度 (2023年12月31日)	当中間連結会計期間 (2024年6月30日)
短期借入金	25,000千円	10,000千円
計	25,000千円	10,000千円

※3 当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。当中間連結会計期間末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2023年12月31日)	当中間連結会計期間 (2024年6月30日)
当座貸越極度額	10,000千円	10,000千円
借入実行残高	10,000 "	10,000 "
差引額	—千円	—千円

(中間連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)
役員報酬	21,343千円
給料手当	20,375 "
外注費	11,851 "
支払報酬	15,426 "

※2 減損損失

当中間連結会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)

(1) 減損損失を計上した資産

場所	用途	種類	減損損失 (千円)
本社	事業用資産	工具、器具及び備品	1,258
合計			1,258

(2) 減損損失を認識するに至った経緯

事業用資産として計上した当該資産について、過年度より当中間連結会計期間まで継続的に営業損失及び営業活動によるキャッシュ・フローのマイナスを計上していることに鑑み、将来の回収可能性を慎重に検討した結果、各資産の帳簿価額の全額を減損損失として特別損失に計上しております。

(3) 資産のグルーピング方法

当社グループの事業所は本社のみであり、「音響通信ソリューション事業」の単一セグメントであるため、各固定資産は同一のグループに属するものとしております。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

当中間連結会計期間(自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当中間連結会計期間 増加株式数(株)	当中間連結会計期間 減少株式数(株)	当中間連結会計期間末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	2,851,800	—	—	2,851,800
合計	2,851,800	—	—	2,851,800
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当中間連結 会計期間末 残高(千円)
			当連結会計 年度期首	当中間連結 会計期間 増加	当中間連結 会計期間 減少	当中間連結 会計期間末	
発行者	ストック・オプション としての新株予約権	—	—	—	—	—	
合計		—	—	—	—	—	

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)
現金及び預金	30,549千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△360 "
現金及び現金同等物	30,189千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」、「短期借入金」及び「契約負債」については、現金であること、もしくは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

前連結会計年度（2023年12月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 長期預金	20,000	19,994	△5
資産計	20,000	19,994	△5
(1) 長期借入金 (1年内返済予定を含む)	90,022	88,975	△1,046
(2) 社債	80,000	80,000	—
負債計	170,022	168,975	△1,046

当中間連結会計期間（2024年6月30日）

	中間連結貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 長期預金	20,000	19,951	△48
資産計	20,000	19,951	△48
(1) 長期借入金 (1年内返済予定を含む)	78,524	77,687	△836
(2) 社債	80,000	80,000	—
負債計	158,524	157,687	△836

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）に計上している金融商品

前連結会計年度（2023年12月31日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（2024年6月30日）

該当事項はありません。

(2) 時価で中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）に計上している金融商品以外の金融商品
前連結会計年度（2023年12月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期預金	—	19,994	—	19,994
資産計	—	19,994	—	19,994
長期借入金 （1年内返済予定を含む）	—	88,975	—	88,975
社債	—	80,000	—	80,000
負債計	—	168,975	—	168,975

当中間連結会計期間（2024年6月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期預金	—	19,951	—	19,951
資産計	—	19,951	—	19,951
長期借入金 （1年内返済予定を含む）	—	77,687	—	77,687
社債	—	80,000	—	80,000
負債計	—	157,687	—	157,687

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

① 長期預金

長期性定期預金の時価については、元利金の合計額を新規に同様の預金を行った場合に想定される預金金利で割り引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

② 長期借入金（1年内返済予定を含む）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

③ 社債

社債の時価については、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

(ストック・オプション等関係)

当中間連結会計期間（自 2024年1月1日 至 2024年6月30日）

1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. 中間連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

(共通支配下の取引等)

当社は、2024年1月10日開催の臨時取締役会決議に基づき、会社分割（簡易新設分割）により、AiryMedia株式会社を2024年1月11日付で設立いたしました。

1. 取引の概要

(1) 対象となった事業の名称及び事業の内容

事業の名称 AiryMedia事業
事業の内容 音響通信技術を用いたサーベイ・アフィリエイト・メディア事業

(2) 企業結合日

2024年1月11日

(3) 企業結合の法的形式

当社を分割会社、AiryMedia株式会社を承継会社とする新設分割（簡易新設分割）

(4) 企業結合後の名称

AiryMedia株式会社

(5) その他取引の概要に関する事項

今後のAiryMedia事業の成長・拡大を図る上において、単独での採算の確保並びに国内外の事業パートナーとのアライアンス戦略やファイナンス戦略などを含めたリソースの柔軟かつ迅速な調達を可能にする体制を確立することが必要であると判断し、会社分割を決定しました。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(資産除去債務関係)

当中間連結会計期間（自 2024年1月1日 至 2024年6月30日）

当社グループは、本社オフィスの不動産賃借契約に基づき、オフィスの退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確でなく、将来本社を移転する予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積ることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当中間連結会計期間（自 2024年1月1日 至 2024年6月30日）

(単位：千円)

	ライセンス供与 による収益	役務の提供 から生じる収益	合計
一時点で移転される財	57,236	54,087	111,324
一定の期間にわたり移転される財	—	7,181	7,181
外部顧客への売上高	57,236	61,269	118,505

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「【注記事項】（中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項） 4. 会計方針に関する事項（3）重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間連結会計期間末において存在する顧客との契約から当中間連結会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約負債の残高等

(単位：千円)

	前連結会計年度	当中間連結会計期間
契約負債（期首残高）	14	6,053
契約負債（中間期末（期末）残高）	6,053	2,216

契約負債はサーバー年間運用等により顧客から受け取った前受金により生じたものであります。契約負債は収益の認識に伴って取り崩されます。

当中間連結会計期間に認識した収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は6,053千円であります。また、当中間連結会計期間において契約負債が3,837千円減少した主な理由は、収益の認識に伴い取り崩したことによる減少であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社においては、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に取引価格に含まれない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、「音響通信ソリューション事業」の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

当中間連結会計期間（自 2024年1月1日 至 2024年6月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高
東宝株式会社	32,253
四季株式会社	21,400

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当中間連結会計期間（自 2024年1月1日 至 2024年6月30日）

当社グループは、「音響通信ソリューション事業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当中間連結会計期間（自 2024年1月1日 至 2024年6月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当中間連結会計期間（自 2024年1月1日 至 2024年6月30日）

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

1株当たり純資産額は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2023年12月31日)	当中間連結会計期間 (2024年6月30日)
1株当たり純資産額	△40.92円	△42.69円

1株当たり中間純利益は、以下のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)
1株当たり中間純損失 (△)	△18.25円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり中間純損失であるため、記載しておりません。

2. 1株当たり中間純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当中間連結会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)
親会社株主に帰属する中間純損失 (△) (千円)	△52,034
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純損失 (△) (千円)	△52,034
普通株式の期中平均株式数 (株)	2,851,800
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権5種類 (新株予約権の数50,079個)

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (2023年12月31日)	当中間連結会計期間 (2024年6月30日)
純資産の部の合計額 (千円)	△116,696	△121,730
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)	—	—
(うち新株予約権) (千円)	(—)	(—)
普通株式に係る期末の純資産額 (千円)	△116,696	△121,730
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数 (株)	2,851,800	2,851,800

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

第7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部 【特別情報】

第1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2024年9月27日

エヴィクサー株式会社
取締役会 御中

東光監査法人

東京都新宿区

指定社員

業務執行社員

指定社員

業務執行社員

公認会計士

佐藤 明亮

公認会計士

照井 慎平

中間監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているエヴィクサー株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2024年1月1日から2024年6月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、エヴィクサー株式会社及び連結子会社の2024年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（2024年1月1日から2024年6月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する事項に記載されているとおり、会社グループは継続的な営業損失及び営業活動によるキャッシュ・フローのマイナスを計上しており、また、当中間連結会計期間末において債務超過となっていることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。中間連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は中間連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

中間連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結

財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

- ・ 中間連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の中間監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上